

特別償却の付表の記載の仕方

- 1 この付表は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は令和2年改正法（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）をいいます。以下同じです。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年改正前措置法」といいます。）第68条の41の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。3 「該当条項1」は、対象資産が措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、中段の措置法又は震災特例法のいずれかを○で囲むとともに、下段の（ ）内に該当条項号等を記載します。
なお、税制改正前の措置法又は震災特例法の規定を受ける場合には、中段の（ ）内に該当改正年を末尾に旧を付した上で記載します（例：令5旧）。ただし、連結法人が令和2年改正前措置法又は令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年改正前震災特例法」といいます。）の規定の適用を受ける場合にあっては、中段の（ ）内に「令2改正前」と記載します。
おって、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第12条の規定による改正前の令和2年改正前措置法の規定の適用を受ける場合には、中段の（ ）内に「令4旧令2改正前」と記載します。
また、その適用を受ける措置法又は震災特例法の特別償却又は割増償却の名称を上段の（ ）内に記載します。
- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業（対象資産が繰延資産である場合にあっては、その支出する費用の対象事業）の種類を記載します。
- 5 「資産の種類3」には、減価償却資産にあっては法人税

法施行令第13条の規定に基づき対象資産の種類（建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物）を、繰延資産にあっては繰延資産と記載します。

また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二の該当の番号を記載します。

ただし、その機械及び装置について措置法第43条の2第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第16条の規定による改正前の震災特例法第18条の2第1項、令和2年改正前措置法第68条の18第1項又は令和2年改正前震災特例法第26条の2第1項の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は令和2年改正前措置法第68条の41の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。6において「被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合」といいます。）には、（ ）内に昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の該当の番号を記載します。

- 6 「構造、用途、設備の種類又は区分4」には、その対象資産が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次の事項を記載します。
 - (1) 耐用年数省令別表第一に掲げる資産…その資産について同表に定める構造又は用途
 - (2) 耐用年数省令別表第二に掲げる資産…その資産について同表に定める設備の種類（被災代替資産等の特別償却の規定の適用を受ける場合には、その資産について耐用年数通達付表10に定める設備の種類）
 - (3) 耐用年数省令別表第三及び別表第四に掲げる資産…その資産についてこれらの表に定める種類
 - (4) 耐用年数省令別表第五及び別表第六に掲げる資産…その資産について公害防止用減価償却資産及び開発研究用減価償却資産の別
 - (5) その他の資産…その資産について区分がある場合は、その区分
- 7 「細目5」には、その対象資産について耐用年数省令別表に細目が定められている場合に、その細目を記載します。
- 8 「取得価額又は支出金額8」には、その減価償却資産の取得価額又は繰延資産の支出金額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。なお、適用を受けようとする制度によっては、取得価額要件を満たすものである必要があります。

9 「対象となる取得価額又は支出金額9」には、次のいずれの場合に該当するかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1) (2)から(4)までの場合以外の場合…「8」に記載した金額

(2) 基準取得価額が定められている場合…基準取得価額

(3) 対象となる取得価額又は支出金額の合計額に上限額が定められている場合で、その上限額を超えるとき…「8」×取得価額又は支出金額の合計額の上限額／「資産の取得価額等の合計額14」

(4) 建物、建物附属設備その他の減価償却資産について特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合で、対象資産とならない部分があるとき…その取得価額のうち対象資産となる部分に対応する取得価額

10 「普通償却限度額10」には、即時償却又は割増償却の適用を受ける場合にその対象資産につき「9」に係る普通償却限度額を記載します。

11 「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた特別償却率又は割増償却率に対応する数値を記載します。

即時償却の適用を受ける場合には、記載を要しません。

12 「特別償却限度額又は割増償却限度額12」には、即時償却の適用を受ける場合には「(9)-(10)」の算式によって求めた金額を、特別償却の適用を受ける場合には「(9)×(11)」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「(10)×(11)」の算式によって求めた金額を記載します。

13 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

14 「資産の取得価額等の合計額14」には、当期における対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である必要があるもの又は対象資産の取得価額若しくは支出金額の合計額が一定額以上である場合にその一部のみが対象となるものについて、対象資産ごとの取得価

額の合計額を記載します。

15 「区域の名称等15」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、対象資産を事業の用に供した区域の名称、対象資産の設備の区分等を記載します。

16 「認定等年月日16」には、「1」に記載した適用条項等に応じ、認定年月日、指定年月日、確認年月日等を記載し、()内に認定、指定、確認等の区分を記載します。

この欄の記載に当たっては、上欄から順に使用し、3以上の日付の記載が必要となるため、書ききれない場合には、「その他参考となる事項17」に記載してください。

17 「その他参考となる事項17」には、適用を受けようとする措置法又は震災特例法の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定に定められた適用要件を満たす旨等参考となる事項を記載します。

18 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）が中小企業者（措置法第42条の4第19項第7号又は令和2年改正前措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者をいいます。以下同じです。）又は中小連結法人（令和2年改正前措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人をいいます。以下同じです。）であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及びその対象資産を事業の用に供した日の現況により判定法人の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次にります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合（その判定法人が通算法人である場合にあっては、他の通算法人（注）のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当するときを含みます。）には、中小企業者以外の法人又は中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人である場合

ハ 「保有割合23」が50%以上又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる法人

(注) その判定法人が対象資産の取得等をした日（対象資産を事業の用に供した日の現況により判定する場合には、同日）及びその判定法人の適用事業年度終了日のいずれにおいてもその判定法人との間に通算完全支配関係がある法人に限ります。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各

欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

(4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人が適用除外事業者(その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度

(以下「基準年度」といいます。)の所得金額(別表一の「1」等の金額がマイナスの場合は0)又は連結所得金額(別表一の二の「1」の金額がマイナスの場合は0)の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに

12を乗じて計算した金額(年平均額)が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいいます。以下同じです。)に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。

なお、設立の日の翌日以後3年を経過していない法人は、適用除外事業者に該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など租税特別措置法施行令(以下「措置法令」といいます。)第27条の4第18項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の措置法令(以下「令和2年改正前措置法令」といいます。)第27条の4第22項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など令和2年改正前措置法令第39条の39第21項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

(5) 中小企業者に該当する法人が通算法人である場合には、他の通算法人(注)のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当するときについても、(4)の適用できない制度等について、一定の場合を除き、適用できないことになりますので、注意してください。

(注) その中小企業者に該当する法人の適用事業年度終了の日においてその法人との間に通算完全支配関係があるものに限ります。